

平成 27 年 7 月 8 日

新城市長 穂積亮次 様

新城市富岡代表区長 中村正昭



新城市黒田区長 伊藤公雄



新城市一鍬田区長 中西忠史



新城市東清水野区長 森田敏行



### 悪臭規制の改正について(要望)

#### 要望事項

悪臭防止法に基づく新城市の規制(H24.3.30 告示第 30 号)について、現行の規制に加えて、学校(子ども園、小・中学校等)から 1 キロメートル以内の区域を、第 1 種地域(臭気指数 12 以下)とすることを要望します。

なお、既存の施設(畜産業等)において、直ちに第 1 種地域の基準を満たすことが困難と認められる事例については、暫定的な取り扱いがなされるよう併せて要望します。

#### 要望理由

新城市は、6 月議会で「教育憲章」を制定し、「新城の三宝」(自然・人・歴史文化)を故郷の誇りとして「共育」を進めるとしています。また、「共育」は市の教育理念と位置付けられ、「学校を拠点」として地域ぐるみで「三宝」を活かして郷土を愛する気持ちを育むとともに教育を充実させるとしています。

憲章に掲げられたように、新城市はどの学区においてもすばらしい自然に恵まれています。この豊かな自然を保つことは、感性豊かな子どもたちが成長するために必要不可欠です。豊かな自然条件のひとつに悪臭が無いことがあり、新城市では法律に基づいて標記の告示において規制を行っています。この規制においては、市街化区域を第 1 種地域とし、それ以外、市域の大部分が第 3 種区域(臭気指数 18 以下)としていますが、現在は第 3 種区域であっても悪臭のない環境(第 1 種地域相当)を保っています。

悪臭が漂う環境では「共育」は成立しません。郷土を愛する気持ちも育ちません。現在の悪臭の無い環境を保つためには、これを守るための規制が必要です。「共育」と活力のある地域づくりを進めるためには、特に学校周辺における規制を強化して悪臭を未然に防止することが必要不可欠です。

(以上)